

第16回 勢田川等水面利用対策協議会



前回までの協議事項 | 協議会の協議事項

▼協議会において協議・検討していく基本事項(10項目)

- ① 対象区域
- ② 広報関係
- ③ 係留船舶実態調査
- ④ 強制的な撤去措置
- ⑤ 民間マリーナ調査
- ⑥ 暫定係留施設
- ⑦ 恒久的係留保管施設
- ⑧ 重点的撤去区域の設定 (河川)
- ⑨ 放置等禁止区域の指定 (港湾・河川)
- ⑩ 条例制定の要否・可否について

▼協議会対象区域

五十鈴川、大湊川、勢田川の河川区域と宇治山田港の港湾区域が重複する区域及びその区域に隣接する施設



前回までの協議事項 | スケジュール

▼不法係留船の減少

「5年で解決」を目標とする

- ◆ 平成29年度末までに受入先を確保
- ◆ 平成30年から排除に向けた手続き

「Ⅰ係留場所の確保増」と「Ⅱ係留対象船の減」を両輪とした対策を推進し、今後5年（令和元年度中）で解決を目指す。

Ⅰ 係留場所の確保増

H27	H28	H29	H30	R1
<ul style="list-style-type: none"> ・現状施設の活用（占用主体は公募による） ・民間マリーナの活用 ・新規施設の設置 				

Ⅱ 係留対象船の減

H27	H28	H29	H30	R1
是正指導		強制撤去		
<ul style="list-style-type: none"> ・協議会方針周知（撤去指導） ・アンケート調査 		<ul style="list-style-type: none"> ・指示書交付 		
↓		↓		
<ul style="list-style-type: none"> ・注意書、警告書送付 ・現地へ警告看板設置 		<ul style="list-style-type: none"> ・監督処分 		
↓		↓		
<ul style="list-style-type: none"> ・所有者不明船の撤去（簡易代執行） 		<ul style="list-style-type: none"> ・行政代執行 		

<参考>

国土交通省及び水産庁による推進計画（H25.5月）

<内容>

- ・10年間で放置艇を解消
- ・保管能力の向上と規制措置を両輪とした対策

国土交通省

プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための 総合的対策に関する推進計画

□推進計画の概要

- ・東日本大震災を教訓として、今後想定される南海トラフ巨大地震等の津波による背後住居への二次被害が懸念。
- ・港湾、河川、漁港の三水域が取り組んできたそれぞれの放置艇対策を更に実効的に推進することが必要。
- ・国土交通省と水産庁は、港湾・河川・漁港等の管理者、マリン関係団体、プレジャーボート利用者等が連携して取り組むべき施策を総合的にとりまとめ、各々の関係者が着実に実践することを目的に推進計画を策定。
- ・本推進計画は、10年間で放置艇の解消を目標。

□推進計画の策定の意義

放置艇の解消に向けた国の方針を自治体に示すことにより、地域で取り組む施策の優先順位を上げるなど、三水域（港湾、河川、漁港）管理者や関係者が放置艇対策に取り組みやすい環境を整備。

□目標達成のための施策

- 1) 保管能力の向上と規制措置を両輪とした対策**
係留・保管施設の設置や、放置等禁止区域の設定といった規制措置を推進。当該施設の整備にあたっては、民間資金や交付金等を活用。
- 2) 関係者間の連携推進**
放置艇対策を地域全体の共通課題として捉え、地域の関係者が連携・協力して、協議会等を設置し、放置艇対策を推進する環境整備を実施。
- 3) 効果的な放置艇対策事例の周知**
放置艇対策として実績を上げている事例など、実効性のある対策事例を各自体に周知。

□ロードマップ

・目標達成に向け、地域レベルと全国レベルの双方の観点からPDCAの取り組みを一体的に進める

平成(年度)

22 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34

● 全国実態調査 (2022, 2026, 2030, 2034)

● 全国実態調査 (最終評価) (2034)

○ 中間評価 (2029, 2031)

■ 第1フェーズ (2025-2027)

■ 第2フェーズ (2028-2030)

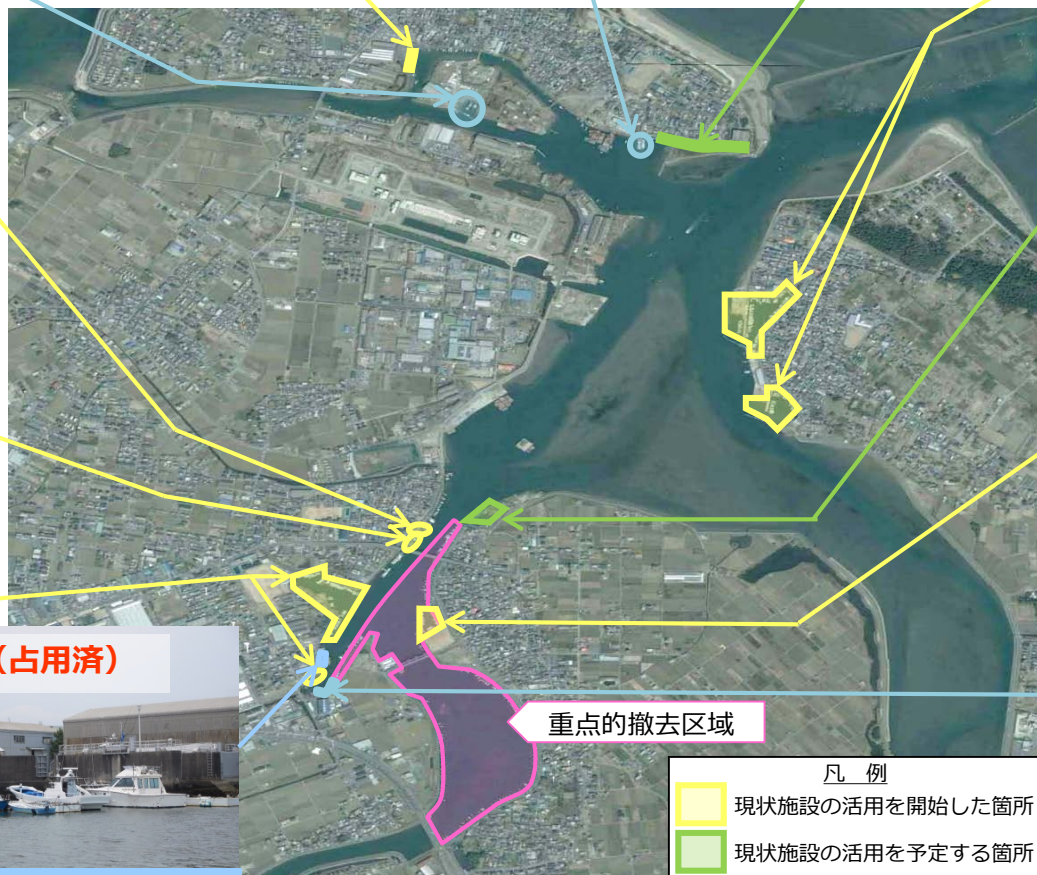
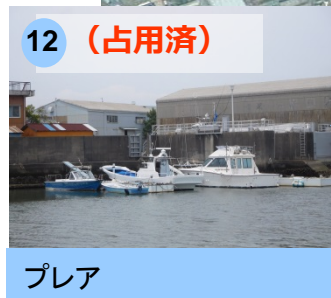
■ 第3フェーズ (2031-2034)

地域レベル: 地域レベルの実態把握(調査)と対策(施設整備)の推進

全国レベル: 効果的な事例の周知(活用) 推進計画の中間評価・見直し、全国実態調査の実施

報告事項

係留場所の確保増 係留が認められる施設



凡例

	現状施設の活用を開始した箇所
	現状施設の活用を予定する箇所
	民間事業者を活用する箇所

報告事項 | 係留場所の確保増 係留が認められる施設

▼ 占用主体の決定に向けて手続きを進める箇所

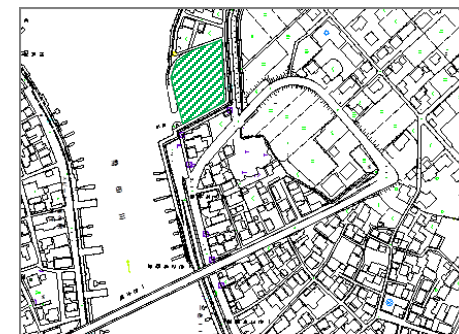
④ 大湊川(五十鈴川合流点側)



船所有者の意見も聞きながら駐車場や通路の整備について可能性を検討していきます。

準備が整い次第...

⑥ 一色町物揚場施設



利用形態の変更も視野に入れて検討・調整していきます。

準備が整い次第...

凡例

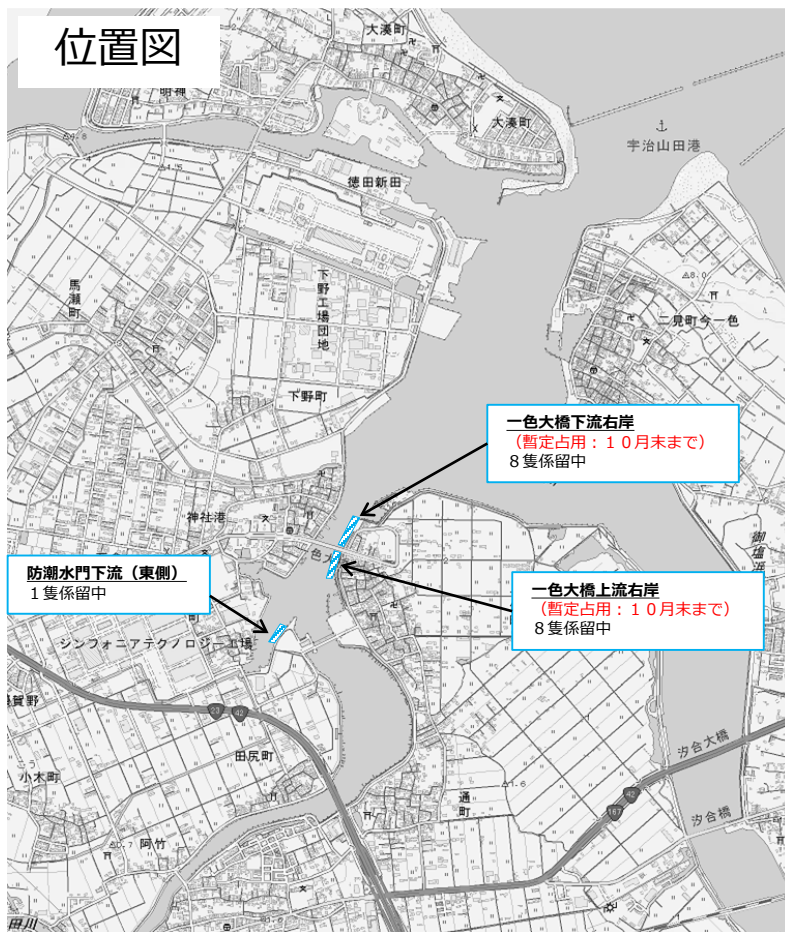
新たに占用主体を決定する箇所

船舶係留施設の管理に関心のある者を調査の上、占用許可申請者を決定。

報告事項 | 係留対象船の減 船舶の撤去対策(国管理区間)

▼対象船の状況 (R 3. 2)

一色大橋上下流についてはR 2. 10末で一年間の暫定占用期間が過ぎましたが、いまだに自主的な撤去に応じない船舶が多数あります。今後は不法係留船対策として是正指導を重ね、最終的には強制撤去します。



報告事項 | 係留対象船の減 船舶の撤去対策(国管理区間)

▼船舶の強制撤去に向けた手続きを開始

R2.10.16に委員に対し、行政代執行の意見照会を実施しました。

R3.3.3に現場にて警告書を貼付しました。

国部整三重河占第 80 号
令和 2 年 10 月 16 日

勢田川等水面利用対策協議会
委員 各位

勢田川等水面利用対策協議会 会長
国土交通省中部地方整備局
三重河川国道事務所長

勢田川等不法係留船に対する行政代執行の実施について（意見照会）

日頃は、勢田川等水面利用対策協議会について、格別のご配慮とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、一色大橋上下流（別添資料 1 参照）につきましては、昨年 11 月より 1 年間を暫定占用期間とし、船の移動のための期間を設けていたところですが、本年 10 月末日をもって占用許可期限が到来します。また、防溜水門下流（東側）には一時係留の船が長期にわたり係留中の状態となっています。

つきましては、当該地に係留中の船の所有者に対して移動を促すとともに、11 月からは行政代執行にかかる手続きを行っていきたくと考えております（通常であれば令和 3 年 9 月頃に強制撤去の見込み）ので、委員の皆様のご意見を賜りたく、書面により照会いたします。

お手数ではございますが、別紙「1 回答書」に必要事項をご記入の上、10 月 30 日（金）までにご回答願います。

＜送付・問い合わせ先＞
〒514-0006 津市広明町 2 9 7
三重河川国道事務所 河川占用調整課 藤澤
TEL 059-229-2218
FAX 059-229-2231

回 答 書

令和 2 年 月 日

団体等名 _____

構成員氏名 _____ 印

役職 _____

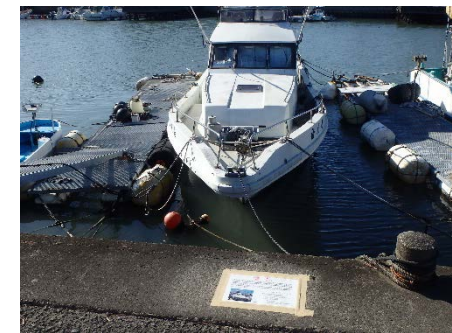
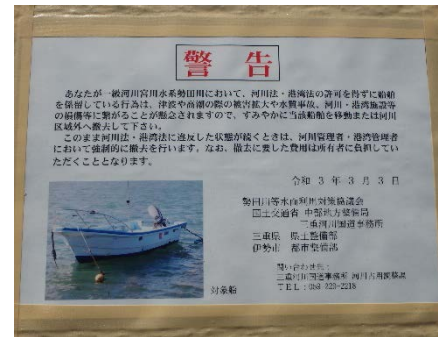
令和 2 年 10 月 16 日付け国部整三重河占第 80 号の意見照会に対し、以下のとおり回答します。

- 一色大橋上下流 暫定占用区域における行政代執行の実施について
（「承認」又は「不承認」に丸を付けてください）

承認 ・ 不 承 認

- 行政代執行の実施について、ご意見等ございましたら、ご記入ください。

＜返信先＞
三重河川国道事務所 河川占用調整課 藤澤
TEL : 0 5 9 - 2 2 9 - 2 2 1 8
FAX : 0 5 9 - 2 2 9 - 2 2 3 1
E-MAIL : fujisawa-a85aa@milit.go.jp



結果

全員承認

報告事項 | 係留対象船の減 所有者不明船舶の撤去(県管理区間)

▼港湾区域における所有者不明船(廃船)等の撤去



一色町物揚場施設【1隻】

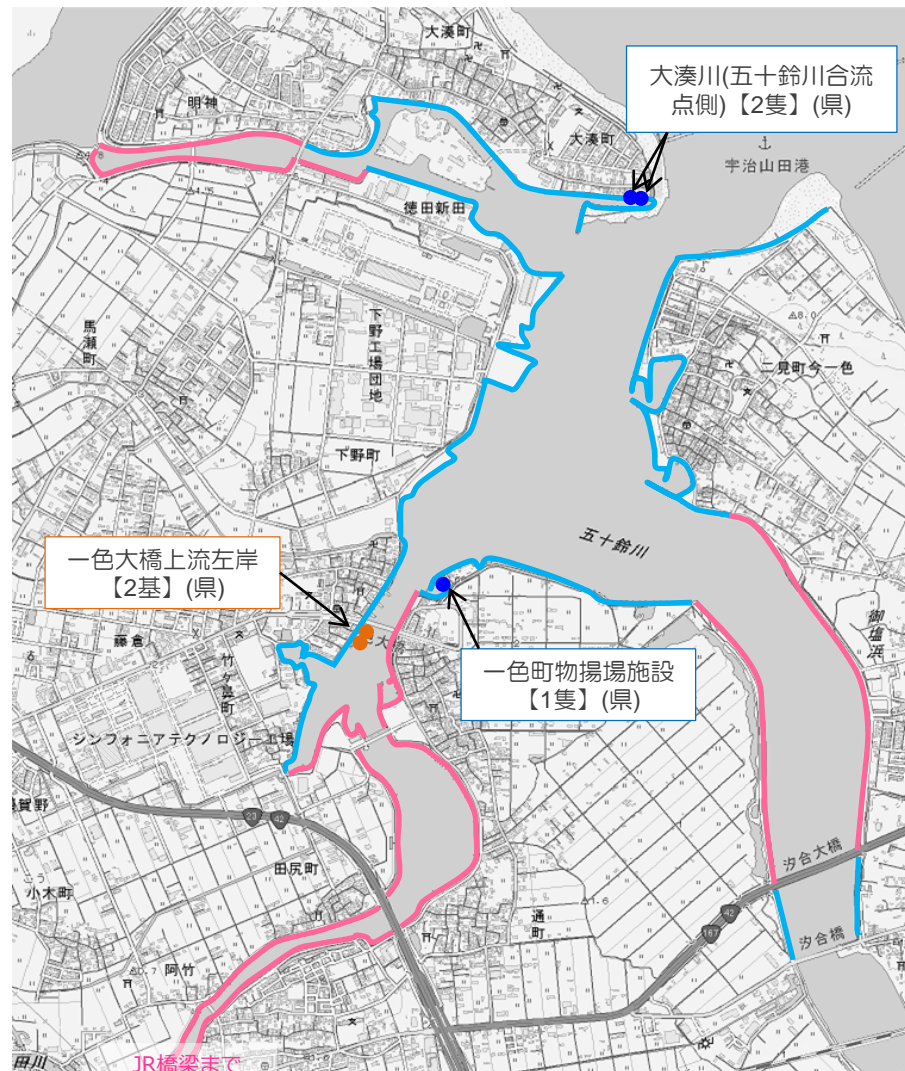


大湊川(五十鈴川合流点側)【2隻】



一色大橋上流左岸【2基】

上記対象船舶等については、港湾施設への影響等を踏まえ、必要に応じて順次撤去を検討していきます。



凡例
— 協議会対象区域における国管理区間
— 協議会対象区域における県管理区間

報告事項 | 規制の方針(港湾)

▼ 放置等禁止区域の指定

受入先の確保と禁止区域の指定

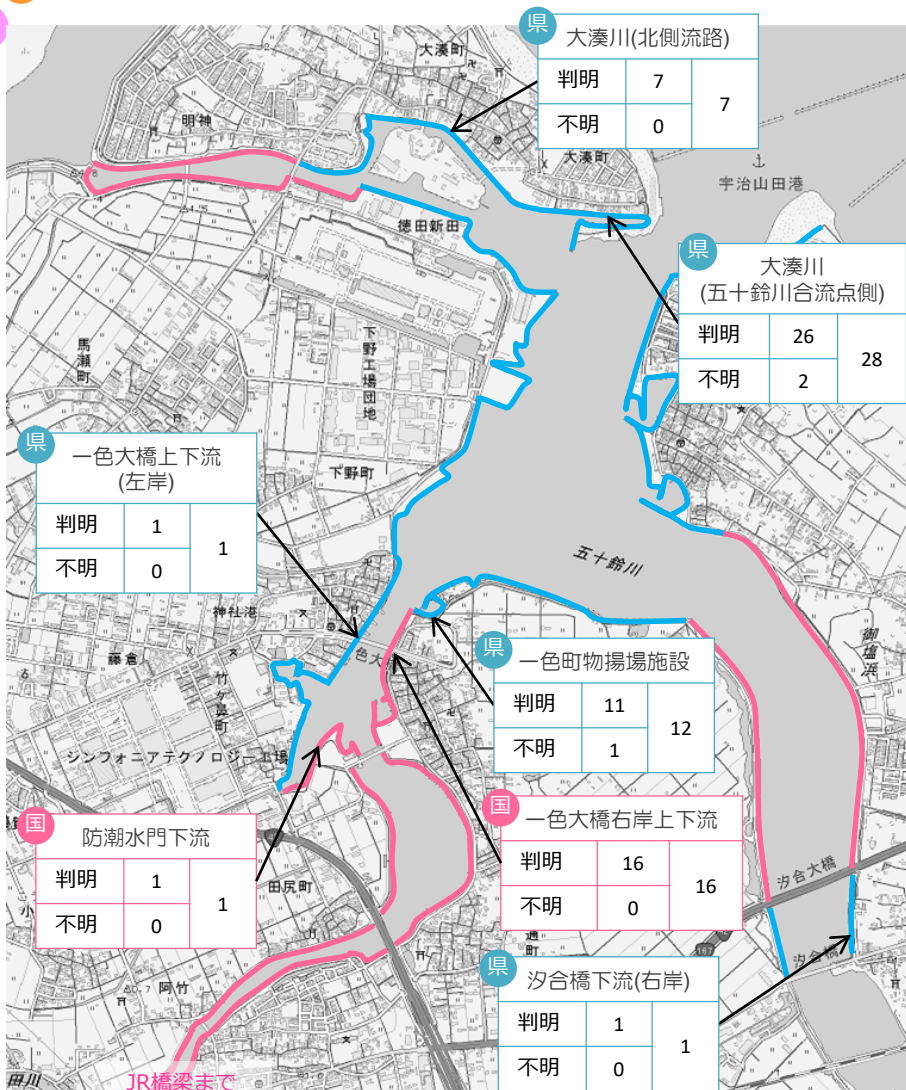


凡例

- 放置等禁止区域に指定済み
- 放置等禁止区域に指定予定 (H30年度より段階的に指定)

報告事項 | 不法係留船舶実態調査

▼令和3年2月時点 (66隻)



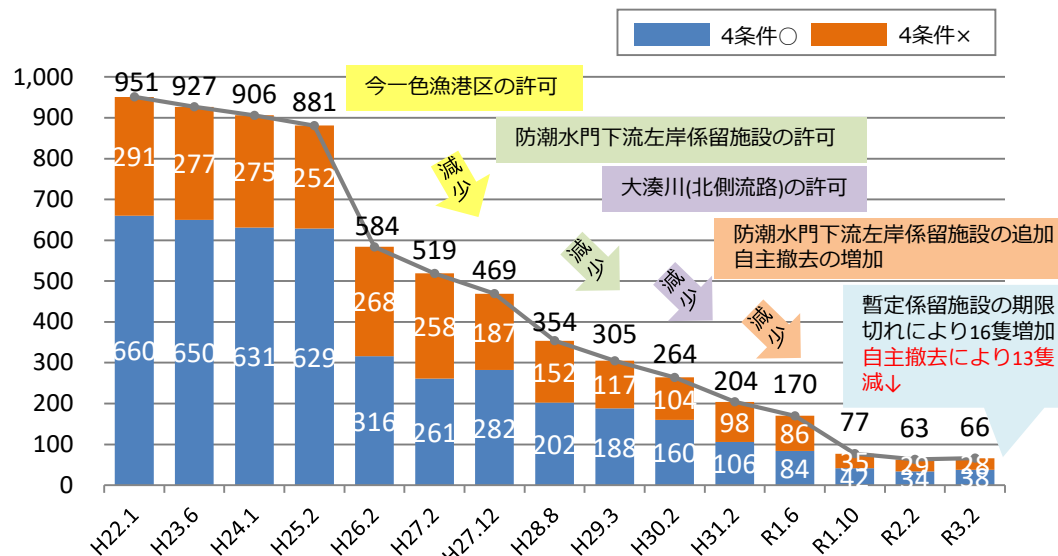
凡例

協議会対象区域における国管理区間

協議会対象区域における県管理区間

※一時係留船舶は除く

▼不法係留船舶数の変動 (H22~R3)



係留船舶数	66隻
4条件○	約38隻
4条件×	約28隻

勢田川不法係留船舶減少の状況 (伊勢市一色町地先)



平成21年11月時点



令和3年2月時点

報告事項 | 係留対象船舶数について

▼ 現在の状況（令和3年2月時点）

係留が認められる施設（空き状況）

現状施設	占有状況	施設名		数
		施設名	備考	
現状施設	占有済	⑤今一色漁港区	※基本的に漁船のみ	0
		⑨防潮水門下流（左岸）		4
		⑩一色大橋下流（左岸）		0
		②大湊川北側流路	※基本的に漁船のみ	0
		⑪神社港（海の駅）		0
		⑦一色町地先船溜まり		6
		④大湊川（五十鈴川合流点）		35
現状施設	未占有	⑥一色町物揚場施設		5
		計		50
民間マリーナ（空き）		①ゴーリキ		10
		③マリーナ伊勢		1
		⑧秀英工業		6
		⑫株式会社プレア		0
		計		17
合計				67

係留総船舶数（実際の係留数） 66隻

4条件○

約38隻

4条件×

約28隻

4条件×の内訳

受け皿施設への対象船舶とする4条件

- ①漁船法、小型船舶の登録等に関する法律などに違反していない。（船舶への登録番号の表示など）
- ②所属漁協、又は、船籍港が伊勢市内となっている。
- ③漁船登録の検認を受けている、又は、船舶検査書の有効期間内である。
- ④上記に該当しても、平成28年8月1日以降、新たに係留が確認された船舶は対象とならない。

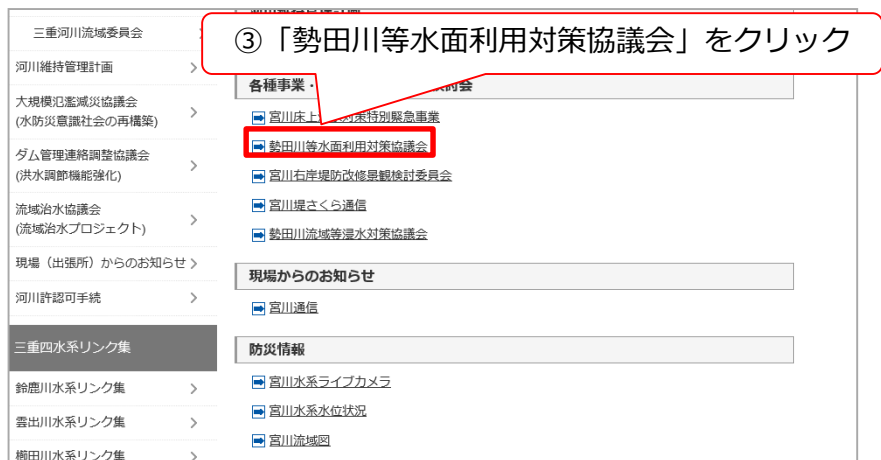
➡ **67隻 - 約38隻 = 29隻分 空きあり**

ただし、現状施設の精査、4条件×の改善及び所有船の処分等の自主撤去が進むことで、数値が変動する可能性があります。

報告事項 | 広報関係

▼三重河川国道事務所ホームページ

三重河川国道事務所のホームページに協議会の活動（お知らせや開催結果）を随時掲載しています。



勢田川等水面利用対策協議会

- お知らせ -

- R1.10.08 勢田川の所有者不明棧橋を撤去しました
- R1.10.02 勢田川の放置棧橋の撤去を実施します。～所有者不明棧橋の撤去～
- R1.08.27 勢田川「一色大橋上下流右岸船舶係留施設」占用許可申請者決定
- R1.06.05 勢田川「一色大橋下流左岸船舶係留施設」における係留施設の管理者を募集します。
募集要項、別紙1、別紙2、別紙3
- H31.01.18 勢田川の所有者不明船を撤去しました
- H31.01.16 勢田川の放置船舶の撤去を実施します
- H30.10.19 勢田川「一色町地先船溜まり船舶係留施設」占用許可申請者 決定！
- H30.04.20 勢田川「一色町地先船溜まり船舶係留施設」における係留施設の管理者を募集します。
- H29.03.28 「大湊川北側流路船舶係留施設」
4月1日から管理を開始します。
- H28.09.30 勢田川「一色大橋下流左岸船舶係留施設」

- 協議会開催結果 -

第15回勢田川等水面利用対策協議会	令和2年2月19日（水）	開催結果
第14回勢田川等水面利用対策協議会	令和元年10月30日（水）	開催結果
第13回勢田川等水面利用対策協議会	平成31年2月21日（木）	開催結果
第12回勢田川等水面利用対策協議会	平成30年2月23日（金）	開催結果
第11回勢田川等水面利用対策協議会	平成28年11月21日（月）	開催結果
第10回勢田川等水面利用対策協議会	平成28年2月23日（火）	開催結果
第9回勢田川等水面利用対策協議会	平成27年7月31日（金）	開催結果
第8回勢田川等水面利用対策協議会	平成27年2月26日（木）	開催結果
第7回勢田川等水面利用対策協議会	平成25年10月17日（木）	開催結果
第6回勢田川等水面利用対策協議会	平成24年2月17日（金）	開催結果
第5回勢田川等水面利用対策協議会	平成23年7月27日（木）	開催結果
第4回勢田川等水面利用対策協議会	平成23年2月17日（木）	開催結果
第3回勢田川等水面利用対策協議会	平成22年7月27日（火）	開催結果
第2回勢田川等水面利用対策協議会	平成22年3月19日（金）	開催結果
第1回勢田川等水面利用対策協議会	平成21年11月18日（水）	開催結果

協議・検討事項 | スケジュール

▼不法係留船の減少

平成27年から「5年で解決」を目標に対策を推進してきましたが、解決には至っていません。

引き続き、国土交通省及び水産庁による推進計画に合わせて対策を推進していきます。

プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための
総合的対策に関する推進計画

国土交通省

□推進計画の概要

- 東日本大震災を教訓として、今後想定される南海トラフ巨大地震等の津波による背後住居への二次被害が懸念。
- 港湾、河川、漁港の三水域が取り組んできたそれぞれの放置艇対策を更に実効的に推進することが必要。
- 国土交通省と水産庁は、港湾・河川・漁港等の管理者、マリン関係団体、プレジャーボート利用者等が連携して取り組むべき施策を総合的にとりまとめ、各々の関係者が着実に実践することを目的に推進計画を策定。
- 本推進計画は、10年間で放置艇の解消を目標。

□推進計画の策定の意義

放置艇の解消に向けた国の方針を自治体に示すことにより、地域で取り組む施策の優先順位を上げるなど、三水域（港湾、河川、漁港）管理者や関係者が放置艇対策に取り組みやすい環境を整備。

□目標達成のための施策

- 1) 保管能力の向上と規制措置を両輪とした対策**
係留・保管施設の設置や、放置等禁止区域の設定といった規制措置を推進。当該施設の整備にあたっては、民間資金や交付金を活用。
- 2) 関係者間の連携推進**
放置艇対策を地域全体の共通課題として捉え、地域の関係者が連携・協力して、協議会等を設置し、放置艇対策を推進する環境整備を実施。
- 3) 効果的な放置艇対策事例の周知**
放置艇対策として実績を上げている事例など、実効性のある対策事例を各自治体に周知。

□ロードマップ

・目標達成に向け、地域レベルと全国レベルの双方の視点からPDCAの取り組みを一体的に進める

平成(年度)

22	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
国土実施調査	国土実施調査	国土実施調査	国土実施調査	国土実施調査	国土実施調査	国土実施調査	国土実施調査	国土実施調査	国土実施調査	国土実施調査
		第1フェーズ	第2フェーズ	第3フェーズ						
	地域レベル	地域レベル	地域レベル	地域レベル	地域レベル	地域レベル	地域レベル	地域レベル	地域レベル	地域レベル
	全国レベル	全国レベル	全国レベル	全国レベル	全国レベル	全国レベル	全国レベル	全国レベル	全国レベル	全国レベル

～国土交通省及び水産庁による推進計画の概要～

令和4年までの目標

◆ 排除に向けた手続き

「係留対象船の減」の対策を推進し、今後2年（令和4年度中）で解決を目指す。

係留対象船の減

R2

R3

R4

是正指導・強制撤去

- 注意書、警告書送付
- 現地へ警告看板設置
- 所有者不明船の撤去
(簡易代執行)
- 指示書交付
- 監督処分
- 行政代執行

協議・検討事項 | 今後の予定

R2.4 令和2年度 R3.4 令和3年度 R4.4 令和4年度

I 係留場所の確保増

大湊川（五十鈴川合流点）

キャパ 35隻

浚渫実施に伴う現場調整

事前調整

(管理者候補、漁協、地元自治会)

調整が整い次第、手続き開始

一色町物揚場施設

キャパ 5隻

浚渫協議
(県港湾管理者、漁協、伊勢市)

事前調整

(管理者候補、漁協、地元自治会)

調整が整い次第、手続き開始

一色大橋上下流右岸
暫定係留施設
(R1.11.1占用開始)

R2.10.31まで

(受入の意思のある民間マリーナの拡充 (占用IIA拡大等))

民間マリーナの拡張

II 係留対象船の減

国
管
理

【所有者判明船】

自主撤去状況の確認

* 警告書送付

* 注意文書等送付

監督処分

行政代執行

* 指示書交付

県
管
理

【所有者判明船】

自主撤去状況の確認

* 注意書送付 * 警告書送付

* 指示書交付

監督処分

行政代執行

状況次第で順次実施

【所有者不明船】

所有者の捜索調査を継続、現地に注意書・警告書を順次表示

強制撤去 (簡易代執行) を順次実施

【廃棄物・棧橋】

事前準備

強制撤去 (廃棄物処理)